保険1第7章 医療保険

7.1 民間医療保険の法的位置づけ

H24 生保1問題 1(3)

保険法に規定されている保険契約について、次の①~⑥の空欄に当てはまる適切な語句を答えなさい。

- 生命保険契約とは、保険契約のうち、保険者が人の①又は②に関し一定の③を行うことを約するもの(傷害疾病定額 保険契約に該当するものを除く。)をいう。
- 損害保険契約とは、保険契約のうち、保険者が一定の④によって生ずることのある損害を⑤することを約するものをいう。
- 傷害疾病定額保険契約とは、保険契約のうち、保険者が人の傷害疾病に基づき一定の③を行うことを約するものをいう。
- 傷害疾病損害保険契約とは、⑥のうち、保険者が人の傷害疾病によって生ずることのある損害(当該傷害疾病が生じた者が受けるものに限る。)を⑤することを約するものをいう。

解答

① 生存② 死亡③ 保険給付④ 偶然の事故⑤ てん補⑥ 損害保険契約

H9 生保1問題 1(1)

保険業法第3条は生命保険会社および損害保険会社の事業に係わる免許について規定しているが、以下の①~⑤のうち生命保険会社の事業に該当するものに○、該当しないものに×を付けよ。

- ①人が疾病にかかったことを事由として一定額の保険金を支払う保険の引受け
- ②疾病にかかったことを原因とする人の状態を事由として生ずることのある当該人の損害をてん補する保険の引受け
- ③傷害を受けたことを直接の原因とする人の死亡に関して一定額の保険金を支払う保険の引受け
- ④傷害を受けたことを直接の原因とする人の死亡によって生ずることのある当該人の損害をてん補する保険の引受け
- ⑤出産およびこれを原因とする人の状態に関して一定額の保険金を支払う保険の引受け

解答

 $1 \cdots \cdot 0$, $2 \cdots \cdot 0$, $3 \cdots \cdot 0$, $4 \cdots \cdot 0$, $5 \cdots \cdot 0$

H14 生保1問題 1(2)

生命保険業免許は保険業法第3条第4項に規定されている。同規定に関して次の①~⑤を適当な語句で埋めよ。

「生命保険業免許は、第一号に掲げる保険の引受けを行い、又はこれに併せて第二号若しくは第三号に掲げる保険の引受けを行う事業に係る免許とする。

- 一人の①(当該人の余命が一定の期間以内であると医師により診断された身体の状態を含む。以下この項及び次項において同じ。)に関し、②の保険金を支払うことを約し、保険料を収受する保険(次号ハに掲げる死亡のみに係るものを除く。)
- 二次に掲げる事由に関し、 ②の保険金を支払うこと又はこれらによって生ずることのある当該人の損害をてん補する ことを約し、保険料を収受する保険
 - イ人が疾病にかかったこと。
 - ロ③を受けたこと又は疾病にかかったことを原因とする人の状態
 - ハ③を受けたことを直接の原因とする人の死亡
 - ニイ又は口に掲げるものに類するものとして内閣府令で定めるもの(人の死亡を除く。)
- ホイ、ロ又は二に掲げるものに関し、 ④ (④に類する行為として内閣府令で定めるものを含む。)を受けたこと。 三次項第一号に掲げる保険のうち、⑤であって、前二号に掲げる保険に係るもの」

解答

①生存又は死亡②一定額③傷害④治療⑤再保険

H28 生保1問題 1(1)

以下の保険業法および保険業法施行規則の抜粋について、次の①~⑤に適切な語句を記入しなさい。

【保険業法第3条(免許)】

【省略】

- 4. 生命保険業免許は、第1号に掲げる保険の引受けを行い、又はこれに併せて第2号若しくは第3号に掲げる保険の引受けを行う事業に係る免許とする。
 - 一人の①(当該人の…【中略】…同じ。)に関し、一定額の保険金を支払うことを約し、保険料を収受する保険(次項ハ に…【中略】…を除く。)
 - 二次に掲げる事由に関し、一定額の保険金を支払うこと又はこれらによって生ずることのある当該人の損害をてん補することを約し、保険料を収受する保険
 - イ人が②にかかったこと。
 - ロ③を受けたこと又は②にかかったことを原因とする人の状態
 - ハ③を受けたことを直接の原因とする人の死亡
 - ニイ又はロに掲げるものに類するものとして内閣府令で定めるもの(人の死亡を除く。)
 - ホイ、ロ又はニに掲げるものに関し、治療(治療に類する…【中略】…を含む。)を受けたこと。
 - 三次項第1号に掲げる保険のうち、再保険であって、前2号に掲げる保険に係るもの

【省略】

【保険業法施行規則第4条(②等に類する事由)】

法第3条第3項第2号二に規定する内閣府令で定める事由は、次に掲げる事由とする。

- 一④及びこれを原因とする人の状態
- 二⑤を要する身体の状態
- 三老衰を直接の原因とする常時の介護を要する身体の状態
- 四骨髄の提供及びこれを原因とする人の状態

7.2 医療保険の商品傾向

(過去問での出題はなし)

7.3 医療保険の代表的保障内容

不担保期間、待期間、保険期間、給付限度

H13 生保1問題 1(10)、H1 生保1問題 1(5)

医療保険の不担保期間を簡潔に説明せよ。

解答

・不担保期間不担保期間には二つの考え方がある。「一定日数以上入院した場合、入院日数に入院給付金日額を乗じて全額支払うが、一定日数以下の入院に対しては給付しない方法」と「一定日数未満の入院に対して給付金額を支払わないのは同じであるが、一定日数以上入院した場合は入除日数から一定日数を差し壱1いた日数に入院給付金日額を乗じた金額を支払う方法」である。不担保期間の設定により軽度の入院が抑制.され、国の医療費抑制政策とも合致する。

H13 生保1問題 1(10)、H4 生保1問題 1(4)

医療保険の待期間を簡潔に説明せよ。

解答

・待期間責任開始期を契約日から一定期間遅らせる場合、その一定期間を待期間という。故意入院または契約前発病を 実務上効果的に排除し、このような危険を回避する。しかし、待期間の制度は大多数の善意の契約者に対しても、契約直 後の入院に対して給付されないことになるので、商品設計の際には、契約者間の公平性の確保と契約者二一ズの側面など からの検討を要する。

H24 生保1問題 1(1)

入院日数に応じて入院給付金を給付する医療保険(1入院の限度日数30日)の開発を検討している。

1ヶ月間の入院患者の在院期間別統計は次のとおりである。次の(ア)、(イ)の各間に答えなさい。

入院日数(日)	1 (日帰)	2	3	4	5	6–10
患者数(千人)	38.6	123.1	99.4	64.8	64.3	289.0
入院日数(日)	11~15	16~20	21~25	26~30	31~	総数
患者数(千人)	148.7	89.9	62.0	44.1	235.7	1,259.6

統計調査時の被保険者対象範囲の人口は 127,962 千人とする。

(ア)次の給付設計とした場合の粗の入院発生率と粗の給付日数を求めなさい。 なお、入院日数の階級値は中央値を採用することとする。

○免責期間:3日

○免責方式:免責期間を超えた場合、全入院日数の保障を行う方式(フランチャイズ方式)

※入院発生率は年間の発生率をパーセント単位で答えること。また、答えはすべて小数点以下第2位を四捨五入して小数点以下第1位まで表すこと。

(イ)フランチャイズ方式を採用する場合において、一般的にリスク管理上留意すべき事項を簡潔に述べなさい。

解答

(ア)粗発生率 9.4 %[(64.8+64.3+…+235.7) ÷ 127,962 × 12] 粗給付日数 16.2 日 [(64.8 × 4+64.3 × 5+…+235.7 × 30) ÷ (64.8+64.3+…+235.7)]

(イ)フランチャイズ免責期間を長期間に設定すると免責日数を超過する日数で受取給付額が0から急激に増加するので意図して入院期間を延ばそうとする誘引が働き、モラルリスクの恐れが考えられる。日帰り入院を不担保とするなど、短期に設定するのが望ましく、長期の免責については免責期間の超過部分のみを保障する方式(エクセス方式)が適している。

H20 生保1問題 4(2)①、H16 生保1問題 3(1)①、H7 生保1問題 1(1)

医療保険の商品設計にあたり、リスク管理の観点からモラルリスクの回避等を目的として、保障内容に組み込む方策を 簡潔に説明しなさい。

解答

- ○待期間の設定:
 - 一定の範囲内で責任開始期を契約日から遅らせる場合のその期間のことをいう。
 - 被保険者があらかじめ疾病入院することが確実な場合、それを隠して契約に加入し、契約直後に疾病入院し、給付金を請求する場合がある。そのような悪意ある保険加入者を排除するための制度として待期間を設ける方法がある。

- この制度は免責期間とも言われ、がん保険などの場合に使用されることが多い。がん保険では告知の前または告知の時からがん給付の支払に関する責任開始のときまでに被保険者についての悪性新生物が診断確定された場合には、保険契約者および被保険者の、その事実の知・不知にかかわらず保険契約を無効とする約款規定がある。
- この制度を導入すると、善意の大多数の契約者に対しても、契約直後に給付がなされないため、この制度を設ける商品の選択は消費者の理解を得られるものに限るなど、慎重な判断が求められる。

○給付限度(日数限度)の設定:

普通保険約款において設けられている給付日数の限度のことをいう。

- これは二つの事柄から成り立っている。一つは 1 入院の給付限度を定めるもので、例えば 60 日、120 日、180 日 などの限度設定である。もう一つは通算での限度を設定するもので、700 日や 1000 日などが一般的である。
- この日数の限度設定は一般的に行われており、モラルリスクの回避、集中リスクの回避などさまざまな理由付けがなされている。
- がん保険などでは通算限度を設けないものが大半であるなど、この日数制限については、対象とする疾病の特性 を勘案する必要がある。

○不担保期間の設定:

入院開始から一定の期間を保障の対象としない場合、その期間のことをいう。

- この場合、二つの考え方がある。一つは、一定日数以上入院した場合には入院全日数分の給付金を支払うが、それ以下の入院に対しては給付しないというもの。もう一つは、一定日数以上入院した場合、入院日数からその一定日数を控除した日数分の給付金を支払うというものである。
- 以前は、特約方式の入院保障商品では、一定日数を控除するタイプのものがほとんどであったが、現在は不担保期間そのものを設定しないものも多く販売されている。
- また、給付日数の上限が一定限度に抑えられている商品があった場合、もとの給付が途切れるタイミングでその 後の保障をリリーフすべく、不担保期間を非常に長く取る追加商品を販売することもある。

○保険期間の短期化:

保障期間を短くし、長期保障から生じる不確実性のリスクを軽減することをいう。

- 以前は、医療系商品または入院特約は一定期間を保障するもののみであったが、高齢化社会の到来により高齢期または終身まで保障する商品の二一ズが高まったこともあり、現在は保険期間について、定期型商品と終身型商品が並立している。
- しかし、長期の医療保障、特に終身医療については将来的な基礎率の見込みが完全とは言えず、その都度におけるリスク・マネージメントが必要となる。そのようなリスク対応の一環として別途、危険準備金の拡充による対応がなされている。

トンチン

H13 生保1問題 2(1) ①

医療保険における死亡保険金(給付金)に関する「トンチン状態」を定義し、保険数理的な観点からこれが持つ問題点を記せ。

解答

• 死亡保険金(給付金)(以下、死亡保険金)に関する「トンチン状態」の定義

医療保険等では医療保障部分の発生率が高年齢ほど高くなり、加入年 齢・保険期間によっては医療保障部分の責任 準備金が高額になることが ある。医療保障要素を重視した商品で死亡保険金を小額に抑えている場合、保険期間の 後半で責任準備金額が死亡保険金額を上回ることがある。このように保険期間中に責任準備金額が死亡保険金額を上 回ることを死亡保険金に関する「トンチン状態」という。

• トンチン状態から発生する問題点

解約返戻金の水準を責任準備金に沿って定めている場合、トンチン状態では解約返戻金額が死亡保険金額を上回る場合が生じる。保険経営の健全性、保険契約者間の公平性を保険数理的に考慮すると次の事項などが問題点として挙げられる。

- 死亡危険の近づいている契約者は、解約した方が受取額が大きいことから解約の支払いを請求することとなり、 死亡保険金を支払う以上に支払いが多くなる。このような支払いの増加は保険料計算上考慮されていないため、 収支の悪化を招くこととなり健全性が損なわれる。
- 解約返戻金額が死亡保険金(給付金)額を上回ることを知っているかどうかで受取額が異なることとなり、保険 契約者間の公平性が保たれない。
- 保険契約を継続して死亡保険金を受け取る意味がなくなり、解約が促進されかねない。そして、保険料計算や責任準備金評価時に想定し許容していた以上に解約が起こると、当初の予測収益が得られなくなり、残存の保険群団の維持に支障をきたす恐れがある。

H20 生保1問題 3(2)

死亡保障が小額の医療保険(単品)を開発する場合、いわゆるトンチン性の問題から、解約返戻金額が死亡保障の金額を超過する状態が発生する恐れがある。このような状態を回避するため、解約返戻金および死亡保障の設計の側面から考えられる対応策を3つ挙げ、それぞれ簡潔に説明しなさい。

解答

- 1. 約款の規定として解約返戻金額の上限を死亡保障の金額で抑えるが、保険料計算等には織り込まない方法
 - 保険料計算上、解約返戻金を死亡保障まで引き下げることについて考慮しない方法であるため、保険契約者から 多めの保険料を恒常的に徴収することとなり、保険数理上は完全な解決策とはならない。
 - しかし、保険契約は約款規定に附合して成立するものであるため、保険契約者が約款規定に合意した場合、契約 そのものとしては問題がなく、また、通例、この引き下げ分を保険料換算しても小額である場合も多いことか ら、契約者保護の観点からも問題ない場合が多い。
- 2. 予定解約率を用いて解約返戻金を死亡保障以下に設計する方法(例えば、解約返戻金を死亡保険金額と同一とするなど、解約返戻金を「給付」として設計する方法)
 - 従来の、解約返戻金を責任準備金ベースとする考え方では、保険料計算等は死亡脱退のみを考慮して行うが、この方法の場合、予定解約率を用いることにより、死亡と解約の2つの脱退事由を織り込んで保険料計算等を行うこととなる。

- 実際の解約が予定通りに発生して、収支が相当すれば問題ないが、予定解約率と実際の解約率の相違により、収支のバランスが崩れる可能性がある。予定解約率をどのように設定するか、また、解約率の変動に対してどのような対応を講ずるか等につき留意が必要となる。
- 3. 解約返戻金が死亡保険金額を超過する場合はその超過部分も死亡給付として支払い、その分保険料に反映する方法 (②とは逆に、解約返戻金を制限するのではなく、死亡保障を解約返戻金の水準まで引き上げる方法)
 - 死亡保障の引き上げ分は、解約返戻金と契約上の死亡保険金額の差額に死亡率を乗じ、現価計算することにより、保険料計算等に反映されるため、その分、②に比べ保険料は高くなる。
 - 理論上は引き上げた死亡給付からも責任準備金・解約返戻金が生じるが、実務上はこれ以上の高階の責任準備金 計算はしない近似的な方法となり、完全な解決策とはならない。
 - また、医療単品において技術的な理由から死亡保障を引き上げることについて商品性としてどこまで妥当であるか等の問題も残る。

H22 生保1問題 2(2)

平準払の生命保険商品(第三分野商品を含む。)の商品設計上責任準備金が負値となることが発生ずる場合がある。どのような場合に負値責任準備金が発生しうるか例示を交えて説明し、負値責任準備金の発生がもたらす問題点を述べ、商品を開発するにあたり留意すべき事項を簡潔に述べなさい。ただし、ここで扱う負値責任準備金は平準純保険料式で算出されるものに限る。

解答

負値責任準備金は主に平準払の定期保険で、

- ①発生率(死亡率)が年齢とともに逓減する場合
- ②給付金額(保険金額)が年齢あるいは経過年数とともに逓減する場合

などの理由により危険保険料が年数の経過につれて減少する場合において発生しうる。通常は各年齢における危険保険料は年齢が高くなるにつれて上昇するので、年齢が若い間に平準払保険料の一部を将来の危険保険料の上昇に対する備えとして保険料積立金として積み立てることとなるのでこのような負値責任準備金が発生することはない。ところが各年齢における危険保険料が年齢の高まりにつれて減少する場合はこの関係が逆転し、年齢が若い間の危険保険料の一部を将来の平準払保険料から賄う形となり、責任準備金は負値となる。計算処理上は負値の責任準備金は0として処理されることが一般的である。そのため、責任準備金が負値となる状態で解約が生じた場合に不足分を契約者から徴求できないにもかかわらず、収入保険料が不足した状態で契約が消滅するため、保険契約全体での収支バランスが悪化することが想定される。また、契約時年齢が高まるにつれて平準私営業保険料が逓減することも考えられ、その場合責任準備金が負値となる間に解約し改めて新しい契約年齢において加入しなおした方が保険料を安くできるケースが想定され、中途解約の増加、未解約の契約者との間の公平性の欠落などの問題が発生し得る。このような点を踏まえて、「保険会社向けの総合的な監督指針」においては、給付が逓減する場合や保険料を後払いする場合においては責任準備金が負値とならないように設定することとされており、計算上負値の責任準備金を0とする場合は財務の健全性に関する十分な検討がなされていることに留意することが求められている。負値の責任準備金を回避するには、

- ①発生率について適切なスムージング等を行い、年数の経過によって逓減しないようにする
- ②負値の責任準備金が生ずる契約パターンを販売できないようにする
- ③負値責任準備金が生じない他の給付(保障)と組み合わせる

などの対応が考えられる。①の場合においては保険料の適正性や契約者間の公平性に問題がないか配慮する必要があり、 ②の場合は過度に契約者に理解し難い形態とならないよう配慮しつつ販売形態を構築する必要があるといえる。

H23 生保1問題 2(3)

保険種類の中には、保険期間中に「責任準備金額>死亡保険金(給付金)額」という状態が発生することがある。

- ①このような状態が起きる例を 2 つ挙げよ。
- ②責任準備金額に応じて単純に解約返戻金額を定めた場合、「解約返戻金額>死亡保険金(給付金)額」となる場合がある。このような解約を認める場合の問題点を簡潔に述べよ。
- ③②の状態を防ぐための方法を3つ挙げ、それぞれの方法の留意点も含めて説明せよ。

解答

- ①以下のような例から2つを回答する。
 - 年金保険やこども保険のように生存保障要素を重視する保険
 - 死亡に至る前の被保険者生存中の医療保障要素を重視する一方で死亡保険金(給付金)額を小さくしている(場合によっては O としている)保険
 - 一定期間経過後、死亡保険金額がアップする、あるいは死亡保険金額が逓増するタイプの保険
- ②死亡保険金より解約返戻金の受取額が大きい場合、契約を継続して死亡保険金を受け取る意味がなくなり、特に健康 状態の悪化した場合などに解約が促進され、保険料計算時に想定していた死亡が発生しない等、「保険契約群団の維 持」に支障をきたす恐れがある。さらに、死亡直前に解約を行って解約返戻金を受け取った場合と解約せずに死亡保 険金で受け取った場合とでは、解約の方が受取額が大きくなるので、公平性の観点から問題が生ずる恐れがある。
- ③②の状態を防ぐための方法として例えば次の3点が挙げられる。
 - 該当するケースが発生するような場合は規定等で取扱範囲を制限する。
 - この方法は抜本的な対策ではなく、ごく一部分で生じる場合に緊急避難的に該当ケースを除外するものであるが、契約締結可能範囲のほとんど全てで生じる場合には、商品の売り止めや商品改訂が必要となる。
 - 解約返戻金を死亡保険金(給付金)額以下に強制的に抑える。
 - 保険料計算に解約率を織り込んでいない場合は、解約返戻金の水準引下げが保険料の引下げに貢献せず、解約した際の当該部分の解約益は、過去の事業費支出の精算とは無関係なものとなる。この解約益は、将来生じるかもしれない群団としてのコストを残存契約群団だけではなく、脱退契約群団にも負担してもらうという考え方に基づいて精算されるものと考えられる。
 - 解約自体を制限する。

年金保険の終身年金開始後で使用されることが多い。この取扱に関しては、契約者の解約権を阻害していること にならないかという問題がある。契約者の任意解約権に関しては、約款上承認された約定解約権という理解が一 般的であるため、約款に規定した上で契約が成立している以上問題ないと考えられる。

【別解】以下は第7章 r 医療保険」に掲載されている事項。

- 予定解約率を用いて解約返戻金をデザインする。

例えば、予定解約率を用いて解約返戻金を死亡保険金と同一とし、死亡保険金と同一の額を解約のときに「給付」する。この場合、予定解約率を適正な水準に見込んでおく必要があり・その見積もりいかんでは大きな収支損が発生する可能性がある。

- 解約返戻金部分を死亡給付の一部とする。

解約返戻金が死亡保険金額を超過した場合は超過した部分も死亡給付として支払う方法で、この部分も保険料に 反映させる。正確には解約返戻金と死亡保険金額の差額部分に対して生じる責任準備金額も手当てしなければな らないので、完全にこの方法で問題を解決することは困難で、あくまで近似的な方法に過ぎないことに留意しな ければならない。